

神戸市立工業高等専門学校地域貢献の目的及び基本活動方針に関する規則

2023年4月1日

規則第112号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の地域貢献の目的及び基本活動方針を定めることを目的とする。

(地域貢献の目的)

第2条 本校の地域貢献の目的は、別記のとおりとする。

(基本活動方針)

第3条 前項の地域貢献の目的を達成するための基本活動方針を以下のように定める。

- (1) 各種講演会等の開催を通して、本校の教育研究活動の振興に努める。
- (2) 共同研究、受託研究等の受入れ窓口業務を行い、外部資金の獲得に努める。
- (3) 技術相談を通して、地域の企業の技術開発、技術支援に寄与することに努める。
- (4) 産学官連携事業を推進し、本校と地域企業との協力関係の構築に努める。
- (5) 発明及び特許に関する管理及び調整を行い、本校の研究水準の向上に努める。
- (6) 各種公開講座の開催を通して、地域の人材育成に寄与することに努める。
- (7) 小中学校（教育委員会を含む）との連携事業を通して、将来のエンジニアの育成に寄与することに努める。
- (8) 校外実施のイベントに対する協力を通して、本校のプレゼンスの向上に努める。

(管理)

第4条 前項の基本活動方針の管理は、事務室総務課が行う。

(改廃)

第5条 この規則の改廃は、地域協働研究センターで協議する。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。

別記（第2条関係）

地域貢献活動を通じて、本校の教育研究活動の振興と産学官連携の推進並びに市民、小中学校等との連携教育活動による人材育成の仕組みを構築することを目的とする。